

第 846 回 教育委員会会議録

日時 令和 3 年 9 月 1 7 日 (金)
午後 1 時 3 0 分から午後 1 時 5 0 分まで
場所 御殿場市役所 5 階大会議室

出席者

1 番 教育長	勝亦 重夫	2 番 委員	杉山 ゆかり
3 番 委員	大西 孝明	4 番 委員	勝又 英和
5 番 委員	渡邊 直子	6 番 委員	長田 光男

陪席者

教育部長

教育総務課課長

社会教育課長

社会教育課図書館長

教育総務課課長補佐

社会教育課課長補佐

学校給食課副参事

西学校給食センター所長兼高根学校給食センター所長

学校教育課長

学校給食課長

学校教育課課長補佐

社会教育課副参事

事務局

教育総務課副参事

教育総務課主事

議事

御教議第 4 4 号	御殿場市教育委員会感謝状贈呈内規の改正について
御教議第 4 5 号	押印廃止に係る関係例規の制定について
御教議第 4 6 号	令和 3 年度就学援助について

開会

教育長

本日は委員全員の出席をいただいておりますので、委員会は成立いたします。
ただ今から御殿場市教育委員会9月定例会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配布の日程により進行いたしますので、ご了承願います。

それでは会議録署名人の指名を行います。教育長の指名により決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、こちらから指名いたします。

3 番 大西 孝明 委員 と、

4 番 勝又 英和 委員 をお願いいたします。

次に会期であります、本日1日間といたします。

なお定例会終了後、委員会協議会を開催いたしますのでよろしくお願い致します。

教育長報告

教育長

教育委員の皆さんに協議いただき、夏休みを6日間延長して9月1日から2学期をスタートさせました。早々に学童クラブにクラスターが起きましたが、特に学校を媒介としたコロナ感染は発生していない状況です。しかしながら、濃厚接触となり長期的に出席停止になっている児童生徒も少なからず存在しています。停止の期間、家庭での学習をどのように進めるかは、学校の状況に応じて行っています。

緊急事態宣言が9月30日まで延長されました。宣言下では、部活や学校行事を行わないことを、小中学校で申し合わせています。感染状況が早く落ち着くことを願っています。

全小中学校で、タブレット端末の家庭への持ち帰りを試行的に行いました。この試行は、今後、コロナ感染の状況が悪化し臨時休校等になった場合のオンライン学習を行うための準備と、タブレット端末導入時に計画していた、端末の家庭学習での有効活用を推進するために行いました。通信環境等に大きな問題はありませんでした。日常的に使えるようさらに運用方法を詰めていきます。

8月23日 部長連絡会

8月24日 技能功労章選考委員会 地域社会貢献褒賞選考委員会

教育長

技能功労章は、職人として技能が優れていることはもちろんですが、人材育成等にも尽力された方々が受賞されます。地域社会貢献褒賞は、より良い社会社会づくりに貢献された方が賞を受けられます。授与式は11月4日に予定されています。

8月27日 試験委員会

8月30日 部長連絡会 定例記者会見

教育長

記者会見では、夏休みの期間延長やオンライン学習についてどのように考えているか、また学校のコロナ感染防止の具体的な対策等について質問がありました。

8月31日 市長退任式

教育長

12年半にわたり、御殿場市のかじ取りにリーダーシップを発揮した若林前市長の退任式が行われました。現在、市長の職務代理を勝又副市長が行っています。

9月1日 試験委員会
9月2日 市校長会
9月3日 市町教育委員会訪問 園長会 2市3町教育長会

教育長

年に数回、直接静東教育事務所の所長、副所長と意見交換する機会があります。教育委員会が現在重点として取り組んでいることや、今後の人事構想等について意見交換を行いました。

9月6日 部長連絡会
9月7日 市議会定例会（初日） 市教頭会
いじめの防止等対策推進委員会

教育長

いじめ防止対策推進法並びに御殿場市いじめ防止基本方針に基づいて設置されている委員会です。弁護士、医師、大学教員、臨床心理士、社会福祉士の5名で構成されています。委員長に太田正義氏（常葉大学教員）副委員長に内海雅秀氏（弁護士）が選出されました。

9月8日 市議会定例会（2日目）

教育長

令和2年度御殿場市一般会計歳入歳出決算について

9月9日 市議会定例会（3日目）
9月13日 部長連絡会
9月14日 地域社会貢献褒賞選考委員会

教育長

選考基準の再検討が行われました。

9月15日 就学支援委員会

教育長

本年度、2回目の就学支援委員会です。今回の判定に基づいて、特別な支援が必要な子ども達にとって、適正な就学が行われるように支援が進められていきます。

9月17日 定例教育委員会

以上、教育長報告となります。

議事

教育長

それでは、はじめに事務局から一言申し上げます。

教育部長

改めまして、こんにちは。先程も教育長の方からお話がありましたが、8月31日に若林洋平市長の辞職について議会で同意されました。現在、御殿場市では副市長が職務代理者として市長の職務の代理をしている状況となっております。9月議会については、例年すでに一般質問が行われていましてこの9月の定例教育委員会で一般質問の内容の説明をしていました。今年に限りましては、答弁の責任者であります市長が不在であるということから9月議会を10月下旬にまで会期を延長して新市長が決定してから10月3日以降に一般質問をする日程となっております。つきましては、一般質問の内容は11月の定例教育委員会にて説明をさせていただきます。ご承知いただきますようお願い致します。現在、市長が不在であることから大きな事業への決断が難しい状況にあります。ただ、市民サービスに影響が出ないよう職員一丸となって業務を行っておりますので、市民から市長不在の不安等の相談がありましたら、委員の皆様から心配ない旨をお伝えていただければと思います。本日の議題3件ございますが、よろしくご審議の方お願い致します。

教育長

それでは、議事に入ります。

御教議第 4 4 号 御殿場市教育委員会感謝状贈呈内規の改正について

教育長

御教総第 4 4 号「御殿場市教育委員会感謝状贈呈内規の改正について」を議題といたします。

教育総務課長

ただいま議題となりました、御教議第 4 4 号につきまして、内容説明をいたします。お手元の議案書 2 ページ及び、御教議第 4 4 号資料の 1 ページをお開きください。

教育委員会では、委嘱する各種委員が一定期間以上在任された場合は、退任時に感謝状を贈呈しております。

しかしながら、その基準を定めた内規で規定する職の一部が廃止となっていることから、改正を行うものでございます。

具体的には、現に職が存在しない「青少年活動推進委員」を、内規から削除しております。

なお、当該職の削除にあわせて、例規上の文言の整理を行っており、あわせて修正しております。

また、2 ページから 5 ページに、新旧対照表を掲載しております。見開きでご覧いただいたときに、左側の偶数ページが旧の規程、右側の奇数ページが改正後の規程となります。

なお、表中の下線部分が改正箇所、二重下線部分が削除箇所となっておりますのでご確認ください。最後に 6 ページに、改正後の案を全文掲載しておりますのでご参考にしていただければと思います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程願います。

教育長

ただいま、御教総第 4 4 号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

長田委員

3 ページ第 1 条の初めの空欄部分について、何か意図があって空欄になっているのでしょうか。

教育総務課長

空欄部分につきましては、新旧対照表の作成上のルールとして変わらない部分に関しては記載せず空欄になっております。下線部が変更、二重下線部は削除という形になります。

ほかに質疑もないようですので、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議がありませんでしたので、御教総第44号「御殿場市教育委員会感謝状贈呈内規の改正について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第45号 押印廃止に係る関例規の制定について

教育長

それでは、御教議第45号「押印廃止に係る関例規の制定について」を議題といたします。

(非公開)

教育長

それでは内容説明をお願いします。

教育総務課長

ただいま議題となりました、御教議第45号につきまして、内容説明をいたします。お手元の議案書3ページと御教議第45号資料の1ページをお開きください。

今般のコロナ危機により、行政手続きのデジタル化の遅れ等様々な課題が顕在化しました。特に押印、書面、対面を求める行政手続きが、テレワークの妨げになっていることから、国は、規制改革を推進するため、行政手続き簡素化の一つとして、押印廃止を進めております。市における押印廃止の状況については、市長部局で今年3月に規則等が制定され、6月には条例改正が行われるなど、押印廃止に係る例規の整備が進んでいるところです。そこで、教育委員会においても、市民の負担軽減や利便性向上のため、押印廃止のための関係例規の制定を行うものでございます。今回制定する例規は、教育委員会が定める規則、要綱、訓令甲、規程の4つでございます。これら4つの特例に関する規則等を定めることで、個別に規則等を改正することなく、押印を廃止することができるようになるものでございます。ただし、例外として、法律や県条例等の上位例規に定めがある場合や、印影の照合が必要な場合は除く旨もあわせて規定しております。なお、2ページから5ページまでに制定する規則等の規程を掲載しておりますのでご確認ください。

ここで、一点訂正がございました。

2ページから5ページまでの全ての規程に共通しますが、第3条第1号と第2号それぞれの末尾に「。」がついております。しかしながら、ここでの「場合」の後には句点を付けないので、削除させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議お願い申し上げます。

(内容説明)

教育長

ただいま御教議第45号につきまして内容説明がありました。本案についての質疑を求めます。

教育長

本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第45号「押印廃止に係る関例規
の制定ついて」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第46号
令和3年度就学援助について

教育長

それでは、御教議第46号「令和3年度就学援助について」を議題といたします。本案につきましては非公開といたします。

(非公開)

教育長

それでは内容説明をお願いします。

教育総務課長

ただいま議題となりました、御教議第46号につきまして、内容説明をいたします。

(内容説明)

教育総務課副参事

それでは、具体的な内容につきましてご説明申し上げます。

(内容説明)

教育長

ご異議がないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第46号「令和3年度就学援助について」を原案どおり承認することに決しました。

その他・閉会

教育長

他に皆さまから協議、確認事項等ございますでしょうか。

教育長

それでは他に無いようですので、以上で御殿場市教育委員会 9月定例会を閉会といたします。

午後1時50分 閉会

会議録署名人

上記のとおり相違ないことを証明するため署名する。

3 番委員

4 番委員
